

## 講演抄録「日本の著作権はなぜもっと厳しくなるのか」

2016年6月4日 キャンパスプラザ京都

講師：山田奨治（国際日本文化研究センター教授）

主催：NPO 法人うぐいすリボン

### 1. はじめに

山田と申します、よろしくお願ひいたします。私は、京都市西京区の桂坂にある、国際日本文化研究センターに勤めております。ここは、日本の文化を国際的・学際的に研究する人が集まるところで、私は知の所有を巡る問題を研究しております。

今日はいぐいすリボンさんから機会をいただき、2か月ほど前に出版された『日本の著作権はなぜもっと厳しくなるのか』に書いた後に起こったことを中心にお話ししたいと思います。

#### 『日本の著作権はなぜもっと厳しくなるのか』

この本は、本当は7月の参院選前の6月頃に出す予定でした。この数年、著作権法絡みで何があったのか—政治家が関与したことも含めて何があったのか—を思い出してもらいたかったからです。しかしTPPが急ぎよ決まって、著作権法改正が夏までになされかねない勢いになったため、4月頭に出版されることとなりました。幸い著作権法に関する審議は先送りとなったので、議論はこれから起こるものと思われまふ。また、この本は『日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか』の続編にあたります。前著が出てからの4年半の間に何が起こったのかを中心に書いております。装画はいずれも福田美蘭さん、昔の名画や作品を使って、著作権に挑戦するような仕事をなさっておられる方にお願ひしました。

この本の内容をざっと紹介いたします。全体のトーンとしましては外国、早い話が米国との関係において、日本の著作権法が変わってきたしこれからも変わるだろうということを指摘しています。TPPについても、校正している間にも情勢が変化して苦労しましたが、なるべく内容に反映してあります。今日の話はTPPに絡んで、本に書ききれなかったことが中心となります。

京都新聞月曜朝刊連載(2016/4~7)「誰のため？ 何のため？ 著作権法改正へ」<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 下記 URL より、オープンアクセスで公開中

[https://nichibun.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_snippet&all=誰のため？何のため？著作権法改正へ&count=20&order=16&pn=1&st=1&page\\_id=41&block\\_id=63](https://nichibun.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&all=誰のため？何のため？著作権法改正へ&count=20&order=16&pn=1&st=1&page_id=41&block_id=63)

もう一点紹介させてください。4月から毎週月曜日、京都新聞で連載をさせていただいております。全12回の予定です。主にTPP関係の著作権法改正について、一般の方にもわかりやすく解説しております。

## 2. TPP 大筋合意後の主な動き

著作権法に絡むお話は、いつも難しいんですね。ごく少数のとても詳しい方がいる一方、大多数の方にとってはほとんど分からない。それで、どこに焦点を当てるかに苦労します。今日は、TPP絡みで何か変化があることは知っているけど詳しくはよく分からない、くらいの方を対象にします。すでによくご存じの方は、皆さんと私の認識がどの程度一致しておりどの程度違っているか、そのすり合わせができればと思います。

おさらいになりますが、昨2015年10月5日、アトランタの閣僚会合で急転直下の大筋合意がありました。そこで、著作権に関する法改正が必要となり、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会が、急きょ、この法改正について審議することとなったようです。11月4日の第6回小委員会で、TPPに絡む改正について、審議が開始されました。1月12日に、英語の最終条文が、ニュージーランド政府から公表されました。そこまでは最終条文の中身も分からなかったのです。

その後、1月28日、甘利TPP担当大臣が、政治と金の問題で辞任を表明しました。これがどうだったのか。本当なら秘密交渉でなされてきたTPP交渉の中身を国民に説明してもらわなければならないので、不幸なことだったように思われます。説明ができるのは、甘利元大臣だけだったからです。

2月4日に、12か国そろって署名式がありました。署名即発効ではなく、署名を経て、各国が国内手続に入るということです。そして、2月の24日に、第9回法制・基本問題小委員会で、報告書案の承認がありました。11月4日の第6回に審議が開始され、2月24日の第9回で既に報告書が承認されているということは、この間3か月、実質的には3回だけの審議で報告書を作ってしまったということです。議事録が公開されているので見ていただきたいと思いますが、実質的に審議らしい審議はなされなかった。これは所与の事として、法律を変えざるを得ないという前提で委員会は進んだようです。

この後のタイミングが問題です。3月8日、TPP政府対策本部が著作権法改正案を含む関連法案を公表しました。この早さを見てください。報告書案が出たのが2月24日。2週間もたたないうちに法案ができてしまうということはありません。著作権法改正案は大筋合意直後から、法案作成や法制局との詰めの作業を行っていたと推測されます。審議会で形式的な審議をしてはいたけれど、その裏では法案作りが進んでいたことが読み取れます。

3月24日、衆議院に特別委員会の設置が決定されました。本で扱ったのは、3月上旬頃までですね。そして4月5日、記憶に新しい「黒塗り資料問題」が発生します。衆議院の

委員会で、民進党の先生方が、政府から提出された TPP 関連の資料が黒塗りだらけだったということを追及した。その 2 日後、「西川暴露本問題」—TPP 対策委員長を務めた西川公也議員が暴露本を出版するかもしれないという問題、結局出版はされないようですが<sup>2</sup>—が発生します。

そして 4 月 14 日、熊本地震が起きてしまい、TPP どころではなくなりました。特別委員会が開かれても質問は震災対応関係のものが大半を占めるというありさまでした。そして 4 月 20 日、自民党・公明党が、TPP 関連法案を継続審議とし、参院選後にやろうということを決めました。

今は、この状態です。

### 3. 著作権法改正案の概要

そして、今日のお話は、政府から出ている著作権改正法案についてが主です。

改正法案については、政府のまとめに 5 つのポイントが挙げられています。第一は、著作物などの保護期間の延長。第二は著作権等侵害罪の一部非親告罪化。第三はアクセスコントロールの回避等の措置。第四は配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与。第五が、損害賠償に関する規定の見直しです。

#### 3.1 著作物等の保護期間の延長

まずは、保護期間延長問題についてです。現在の日本では、自然人の保護期間は 50 年ですが、それを 70 年にすることが検討されています。問題は、この保護期間延長が、TPP の条文上、どのように謳われているかです。読み上げますと、

「各締約国は、著作物、実演又はレコード（ここは重要な点なので、後で言及します）の保護期間を計算する場合について、次のことを定める。

- ・自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも七十年とすること。

- ・自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間とすること。

- 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも七十年

- 当該著作物、実演又はレコードの創作から二十五年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも七十年」

---

<sup>2</sup> 同書は国会での TPP 審議終了後の 2017 年 1 月 3 日に刊行された。西川公也『TPP の真実 壮大な協定をまとめあげた男たち』開拓社、2017 年。

これが TPP の条文にある、保護期間延長に関わる文言です。

これをうけて政府改正案ではこうなっています。原則的には、現在は「著作者の死後 50 年」となっているのが、「死後 70 年」に。無名・変名は「公表後 50 年」となっているのが「70 年」に。映画は既に「公表後 70 年」になっていますので、TPP 上さらに伸ばす理由はないのでそのまま。実演、レコードは一隣接権のことですねー「50 年」が「70 年」に。

### 2017 年に保護期間が 70 年に延長されると

そして、よく指摘されることですが、仮に 2017 年に保護期間が 70 年に延長されると、種々の作家の方の保護期間がどうなるのかを、スライドに示しました。谷崎潤一郎、江戸川乱歩は 1965 年に亡くなっていますので、2016 年の元旦（正確には 2015 年の末）をもってパブリックドメインとなりました。両者の作品は、青空文庫にも入りつつあります。一方、仮に 2017 年に保護期間が延長されますと、山本周五郎は 2038 年まで、三島由紀夫は 2041 年まで、志賀直哉は 2042 年まで保護されるということになります。

これは皮肉なことに、志賀と谷崎を比べますと、谷崎の方が早く生まれているんですね。志賀は 1883 年生まれ、谷崎は 1886 年生まれです。生年でいえば谷崎の方が年上であるにも関わらず、改正次第では志賀の作品の方がずいぶんと長く保護されることになります。

代表作でいうと、谷崎の「痴人の愛」は 1924 年初版、志賀の「暗夜行路」は 1922 年。活躍を始めた時期はほぼ同じなのですが、保護期間には大きな差がつくことになります。これが、日本のというよりも、世界の文学にとって、吉と出るか凶と出るか。色んな考え方があるかと思います。

特に志賀についてコメントしなければならないのは、彼は生前から自分の作品の翻案を嫌っていた。自分の作品は小説として読んでほしいとして、映画化や舞台化は一「暗夜行路」が一度映画化されていますが一ほとんどありません。志賀の没後、遺族の方がその遺志を尊重され、志賀作品の翻案には大きな制限が伴っています。もし保護期間が延長されると、この状況が 2042 年まで続くこととなり、たとえば「暗夜行路」の新しい映画化も困難でしょう。

さらにややこしいのは、志賀直哉さんは、現在孫の方が壮年期を迎える世代です。これが 20 年延長されると、ひ孫の世代になる。そうすると相続関係が複雑化し、許諾を取るのがますます困難になり、作品が死蔵されかねません。

これが、70 年延長がもたらす事態の一例です。

### TPP がいう「実演」「レコード」とは

続いて、先ほど少し述べた TPP がいう「実演」「レコード」についてです。TPP の条文には、以下の通り定められています。

・「実演」とは、別段の定めがある場合を除くほか、レコードに固定された実演をいう。

・「レコード」とは、*実演の音その他の音又は音を表すものの固定物（映画その他視聴覚的著作物に組み込まれて固定されたものを除く。）をいう。*

つまり、CD を含めて音を固定したものが、「レコード」なのです。すると何が抜けるかというと、視聴覚の実演や、そういった放送局の権利。それらの隣接権は TPP には入っていません。これは、アメリカの法制度がそうだからだと理解しています。TPP がいう隣接権は音だけ、ということがポイントです。

### 改正法案がいう「実演」とは

ところが、日本の著作権法改正案がいう「実演」は、視聴覚を含むものに拡大されています。TPP 以上のことをしようとしているのです。これは小委員会でも議論があり、従来日本では音と視聴覚的なものを区別してこなかったので「実演の方式（聴覚的であるか視聴覚的であるか）のみをもって一律に保護期間に差異を設けることは必ずしも適切ではないと考えられる」（小委員会報告書）と、報告書に指摘されています。ただし、「放送事業者等の権利」は含まない、50 年のままだとされています。放送局の方々は不満でしょう。これについては、「改めて検討する」とされています。

隣接権については、日本の法改正は TPP が求める以上のことをしようとしている、ということですが。

### 保護期間延長へのセーフガードをどうするのか

続いて、保護期間を延ばすと、それに対してセーフガードをどうするのかということも、真剣に考えねばなりません。

第一に孤児作品—権利者が分からなくなっている作品—の問題。かなり多いんですね。国会図書館が持つ明治期の出版物について権利者を調べた結果、6 割くらいが権利者不明だったというデータもあります。保護期間を延ばせば、孤児作品は確実に増えます。

これに対して、文化庁長官の裁定制度がありますが、これは使い勝手が悪く、ほとんど使われていません。著作者が不明の場合、相当の努力—たとえば新聞に公告を載せるといった—を払ったうえで、権利者が分からなかった場合、文化庁に一定のお金を納めれば作品が使えるという制度です。

これをもっと使いやすくしようということで、近年、わずかに改善されつつあります。平成 26 年と 27 年に改正があり、26 年には必要とされる努力の程度が下げられました。昨年はより大きな改正があり、一度この制度を使って利用された作品については、2 回目からは裁定なしに使えることとなりました。1 回誰かがやってくれたら、2 回目からは他の人はそれを使えるということです。ですが、1 回目の人々の苦労はあまり変わりませんね。私は冗談めかして、国会図書館の方に「国会図書館が、孤児作品の本は全て裁定制度を使って利用してくれ」と言ったことがありますが、予算上困難だと苦笑いをされていました。

第二に、権利継承関係の複雑化による「アンチコモنزの悲劇」を挙げています。保護

期間が 20 年延びると、著作権の権利関係が複雑化し、「アンチコモنزの悲劇」が起こりやすくなります。「アンチコモنزの悲劇」とは、権利が細分化されていって、色んな人が権利をもつために、他の人の権利行使を他の誰かが有効に差し止めることができる、そのために資源が利用されなくなるというものです。具体的に言うと、ある著作者の著作権が孫 3 人に継承されたとすると、そのうち 1 人でも反対すれば著作物が利用できなくなる。これをどうすればよいのか、ということが問題です。

そして第三に、前々から指摘されている青空文庫の停滞。20 年間、新しい著作者を迎えることができなくなります。

第四に、戦時加算を解消できるかです。これは、第二次大戦の負の遺産で、かつての連合国の著作物について戦争期間の実日数分だけ保護期間を加算することがサンフランシスコ講和条約で定められています。国によっては、最大で 10 年間余分に保護せねばならない著作物もあります。

これについては、TPP は保護期間 70 年と合意したらしいという報道があった時に、戦時加算を解消するバーターとして 70 年で合意するということが一部報道されました。これを聞いた時、私はありえない、と思いました。戦時加算はいずれなくなるもので、それを永久に残るものとバーターにするなんて異常です。しかしふたを開けてみると、戦時加算の対象は TPP 本体ではなく、附属文書で民間努力によって解消するものとされていました。バーターではなかったようです。

### 保護期間の「便乗延長？」

もう一つ、これは小委員会で出てきたことです。私は、保護期間の「便乗延長」と呼んでいいです。日本映画製作者連盟ほか映像系 2 団体が、要望書を出しております。「TPP 協定に基づいて、著作物の保護期間が「著作者の死後 70 年を経過するまで」とされた場合には、平成 15 年改正に至ったと同様の理由をもってして「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後 95 年」とすることを強く要望する」。小委員会の報告書については、「改めて検討することが適当である」というまとめになっています。いずれ議論になると思われるので、注目してください。

理由は、映画は他の著作物を使って作っている、たとえば映画の原作小説の保護期間が 20 年延びていると、映画の著作権は切れているのに原作の著作権が続いているという状況ができてしまう。すると、映画からの収入は上がらないのに、原作小説に権利料を支払い続けなければならないから困る。そのような論理であると思われます。

### 外国との秘密交渉による法改正が「手法化」する？

最大の問題は、外国との秘密交渉による法改正が「手法化」してはしまわないか、ということです。

保護期間延長問題はかつて日本で大きな議論になりました。そこで大きな議論をして、

70年延長を見送った経緯があります。にも拘わらず、TPPによって「延ばさざるをえなくなった」ということについて、小委員会で松田政行先生が次のようにおっしゃっています。「TPP協定において70年が要求されるところで、これで国内法的にはこのまま50年原則を守り続けられるかということになる、それはもうできないということになっているわけです」。それはもうできないと「なっている」としています。「そうすると、この論点は、これで決めざるを得ないのではないかといって、格別これについての意見を述べるということとはなかなか難しくて」。これが本音ですよ。もう意見を言うことはできないのだ、と。

従来、日本の著作権法改正は、文化審議会著作権分科会で審議をして、だいたいの改正の方法を決めます。これは、だいたい業界色の強い委員会中心で、改正の中身は業界利益代表に傾きがちでした。とはいえ、国内の審議過程は一傍聴もでき、詳細な議事録が公開されるなど非常に透明性が高いものでした。TPPのようなやり方には透明性がなく、検証もできないのです。一部の交渉担当者が外国で秘密裏に話し合い、それに従わねばならない。このような手法による法改正が、「手法化」して、今後の貿易交渉でも繰り返されることが懸念されます。

### 3.2 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

続いて、非親告罪化についてですが、これは一部非親告罪化ということになりました。TPPの条文では

「各締約国は、刑事上の手続き及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製(piracy)について、(中略)「商業的規模(*commercial scale*)で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含む」

となっています。「複製」の原語は piracy ですが、複製と piracy=海賊版とは、本来別物なので、気を付けてください。これに対して、刑事罰を定めることとされています。

重要なのは、6(g)「当該締約国の権限のある当局が、第三者又は権利者による告訴を必要とすることなく法的措置を開始するために職権により行動することができること」です。これが非親告罪化に関する条項です。

この条項には注がついています。この注は日本が、コミケや二次創作に関する議論を背景に交渉によって主張したものです。このことは、高く評価すべきでしょう。

以上が、TPPの条文。これをうけた著作権法改正案が次のものです。

「現在親告罪とされている著作権等侵害罪について、以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

- ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
- ②有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信または複製を行うものであること
- ③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、不当に侵害されること」

対象は有償著作物です。テレビの無料放送は、有料配信で公開されたりソフト化されるまでは、有償著作物ではありません。つまり、あるテレビ番組がDVD化されたり有料ストーリー配信で公開された途端に、有償著作物になるという、ややこしい仕組みになっています。そして、権利者の利益が不当に害されていること。

非親告罪となる侵害行為の例としては、販売中の漫画や小説の海賊版を販売する行為や、映画の海賊版をネット配信する行為となります。これについては、警察自ら摘発して法で裁くことができるようになります。一方、親告罪のままとなる行為として、漫画等の同人誌をコミケで販売する行為や、漫画のパロディをブログに投稿する行為などがあります。

これで、だいぶ危険のない制度になったように思われます。コミケなどで危惧された影響は、だいたい回避されました。唯一心配されるのは、「ファンサブ」へのRAWの提供です。海外のファンが、日本のドラマやアニメに字幕をつけるといったコミュニティが存在しますが、そこにRAWを提供する行為は、非親告罪化される危険があります。

### 3.3 アクセスコントロールの回避等の措置

続いて、アクセスコントロール回避等の措置、という問題があります。これが問題になるという人は、なんといいいますか、それなりに後ろめたいことをしている人でしょうか。TPPの条文は省きますが、いわゆる「魔法のB-CAS」といったもの一有料の衛星放送を無料で観られるB-CASなどがネットで販売されていました。これについて著作権法改正案では、

「保護の対象となる著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなすとともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする」

としています。処罰の対象となるのは、販売側のみで、ユーザーはここでいう刑事罰の対象とはなりません。

### 3.4 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

続いて、配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与についてです。これについては、

「放送事業者等がCD等の商業用レコードを用いて放送又は有線放送を行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権を付与する」

とされています。

### 3.5 損害賠償に関する規定の見直し

最後のテーマが、損害賠償に関する規定の見直しについてです。TPPの条文を見ますと、次のようになっています。

「6 各締約国は、民事上の司法手続において、著作物、レコード又は実演を保護する著作物又は関連する権利の侵害に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。

(a)権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償

(b)追加的な損害賠償(注)

(注)締約国は、1 に規定する著作権又は関連する権利を侵害する複製(piracy)について、この(g)の規定の適用を市場における著作物、実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。」

日本は、aを選んだようです。8項にも、重要なことが定められています。「6及び7の規定に基づく損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める」とあります。「将来の侵害を抑止する」つまり、一般予防を謳っているのです。

日本はaを選んだのですが、現行法の114条や114条の5にも、既によく似た規定があるので。これらを少し改定して、改正案では「侵害された著作権等が著作権等管理業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規定により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる」としています。たとえば、カラオケが使用料規定において1曲1回あたり120円が使用料とされている演奏を無断で1日30曲1000営業日使用した場合、360万円を請求できることとなります。

### 民法の原則に矛盾する？

より深刻な問題は、この損害賠償に関わるTPPの規定が、日本の最高裁判決と矛盾するという事です。TPP協定では、損害賠償は「将来の侵害を抑止することを目的として定める」と明言されています。しかし最高裁判決(平成9年7月11日)は「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は(中略)将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない」としています。これは矛盾ではないか、ということ、野党民進党の先生が指摘しています。

これをどうするか。政府側の説明はこうです。同じ判決の中で「一般予防の効果を生ずることがあるとしても(中略)反射的、副次的な効果にすぎず」と書かれています。一方TPPには「各締約は、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる」という規定があります。この合わせ技で整合する、というのが政府の立場です。

## 4. 改正著作権法の施行期日

改正著作権法の施行期日ですが、TPP協定が日本において効力を生ずる日です。改正案

は成立したけど TPP は発効しなかったとなると、TPP が発効するまで改正著作権法はたな晒しになります。

### TPP 発効までの流れ

ではどうすれば TPP は発効するのか、アメリカと日本他 10 か国あわせて示してあります。TPP 協定については 2016 年 2 月 4 日に署名がなされ、各国議会で TPP 協定にあわせた法改正や、批准手続きが行われつつあります。日本では衆議院で審議が始まったものの継続審議となり、秋の臨時国会で改正と批准について審議が行われます。最終的には批准して完了するのではなく、国内手続きが完了したことを協定寄託者—今回はニュージーランドですが—に通知しなければなりません。

一方、米国には、承認手続きというものがあります。自国の批准や法改正とは別に他国の法改正状況をチェックし、これが米国の要求水準を満たしていなければ追加要求もしている。通商代表部が、他の国の法改正もアメリカの要求を満たしていると認めた時点で、初めて協定寄託者に通知をするのです。

TPP の発効条件は 2 つあります。①すべての原署名国が寄託者に通知した 60 日後、②署名から 2 年が過ぎた場合は、12 か国の GDP の 85% を占める少なくとも 6 か国が通知した 60 日後、です。ちなみに、米国の GDP は 60.4%、日本は 17.7% です。

なかなか味わい深い数字ですね。アメリカ、日本のいずれか 1 国でも通知をしなければ、TPP は発効しません。ある意味で日本は、キャスティングボートを握っており、日本の動向次第で TPP を進めるかどうかを決められるのです。だからそんなに急ぐ必要はない、ゆっくり考えればいいのですが、なぜか現政権は急ごうとしているように思われます。それは、日本の得になることとは思えないのですが。

## 5. 今後の鍵を握る米国

そしてやはり、今後の鍵を握るのは米国です。オバマは自分のレガシーとして任期中の発効を目指していますが、議会多数派の共和党は乗り気ではありません。大統領からの実施法案は上下両院の多数党院内総務—現在は共和党の院内総務です—が同時に議会に提出します。しかし、現在、出す気配はまるでない。現在、大統領には貿易促進権限(TPA)とよばれる強い権限があるため、議会では法案修正がなされません。一旦法案が提出されると、丸のみか全否定かで、90 日以内に採決されます。

現在、法案が議会に提出される気配はありません。その背後にあるのは、大統領選挙です。目下、両党の有力候補が、共に TPP に慎重な姿勢を表明しています。TPP にもろ手を挙げて賛成している候補は、民主共和両党ともにいない状況です。

すると、発効は最短でも 2017 年夏以降。あるいは再交渉という可能性もあります。それに対して、安倍総理も甘利大臣も「絶対に再交渉はしない」と断言していますが、本当に

アメリカから再交渉を迫られた時に断れるのかは、微妙なところでしょう。

## 6. 何をすべきか

最後に、何をすべきかです。とにかく、秋の臨時国会で出てくるであろう法改正に注目です。著作権法改正案だけでなく多くの改正案が束になって出てくるうえ、農業関連の法案は農協の働きかけもあって注目されているので、著作権法改正案は埋没して注目されないことになるかもしれません。しかし、私たちにとってとても大切な法案なので、要注目です。ポイントは議員修正が飛び出さないかです。現在、閣法で政府案が出ているのですが、審議会の段階で議員さんが修正案を出し、変なものが入ってこないか注意が必要です。

今後の文化審議会著作権分科会にも注目です。日米の交換文書の中で、アメリカは違法ダウンロードの対象を録音・録画のみから、あらゆる種類の著作物に拡大してほしいと日本に要求しています。こうなるとともにネットを使えなくなり、誰もともに著作権法を守らなくなるのではないのでしょうか。これは、TPP 発効までに日本の審議会で検討することが約束されています。従って、近々、審議会でこの議題が検討されるはずですが、そして、先ほども述べた、映画の著作権・放送事業者等の著作隣接権の延長に関する問題。そしてフェアユース、より柔軟な権利制限に関する規定です。これは先日発表された、政府の知財計画 2016 に入っています。

三点目、これも先ほど言及した戦時加算の問題。民間努力にゆだねられましたが、本当に解消されるのか要注目です。

そして最後、今日は若い方も多くおられますが、選挙に行きましょう。どうしろ、ということではありません。これらのことがあったということを踏まえ、著作権法改正についても考えたうえで、自らの投票行動を決めていただければと思います。残念ながら、著作権法に関する論点は、ほとんど票にならないのが実情です。しかし、これからの日本がクリエイティブな産業で生きていかねばならないことを考えれば、特に若い世代にとって、本当はとても重要な問題です。知財政策が票になるというところまで、変えていかねばならない。少なくとも、興味のあるみなさんが選挙に行っていただくことが、第一歩かと思っています。

抄録編集:井関竜也 (京都大学大学院法学研究科)

# 日本の著作権は なぜもっと厳しくなるのか

山田 奨治  
(国際日本文化研究センター)

## 『日本の著作権はなぜもっと厳しくなるのか』

### 目 次

- ・ 序章 (人文書院のサイトからPDF公開中)
- ・ 第1章 米国からの注文書——「年次改革要望書」
- ・ 第2章 米国を夢みた残がい——「日本版フェアユース」
- ・ 第3章 ロビイングのままに——違法ダウンロード刑事罰化
- ・ 第4章 秘密交渉の惨敗——ACTA
- ・ 第5章 秘密交渉リターンズ——TPP
- ・ 附章 ネット権力の「法」——五輪エンブレム問題

## 京都新聞月曜朝刊連載（2016／4～7） 「誰のため？ 何のため？ 著作権法改正へ」

- ・ 1 どう決める文化の法
- ・ 2 保護期間延長の得失
- ・ 3 どこまで延長するか
- ・ 4 戦時加算とは何か
- ・ 5 米国からの干渉
- ・ 6 民法の原則は守れるか
- ・ 7 韓国の合意金ビジネス
- ・ 8 透明性の効用
- ・ 9
- ・ 10
- ・ 11
- ・ 12

## TPP大筋合意後の主な動き

- ・ 2015.10.5 アトランタの閣僚会合で大筋合意
- ・ 2015.11.4 文化審議会著作権分科会 第6回法制・基本問題小委員会で審議開始
- ・ 2016.1.28 甘利TPP担当相辞任表明
- ・ 2016.2.4 ニュージーランドにて署名式
- ・ 2016.2.24 第9回法制・基本問題小委員会で報告書案を承認
- ・ 2016.3.8 TPP政府対策本部が関連法案を公表
- ・ 2016.3.24 衆議院に特別委員会設置を決定
- ・ 2016.4.5 批准案・関連法案が衆議院で審議入り、「黒塗り資料問題」発生
- ・ 2016.4.7 「西川暴露本問題」発生
- ・ 2016.4.14 熊本地震
- ・ 2016.4.20 与党が継続審議を決定

# 著作権法改正案の概要

- ・ 著作物等の保護期間の延長
- ・ 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ・ アクセスコントロールの回避等の措置
- ・ 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与
- ・ 損害賠償に関する規程の見直し

## 保護期間の延長（TPP条文）

各締約国は、著作物、**実演又はレコード**の保護期間を計算する場合について、次のことを定める

- ・ 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも七十年とすること。
- ・ 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間とすること。
  - ・ 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも七十年
  - ・ 当該著作物、実演又はレコードの創作から二十五年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも七十年

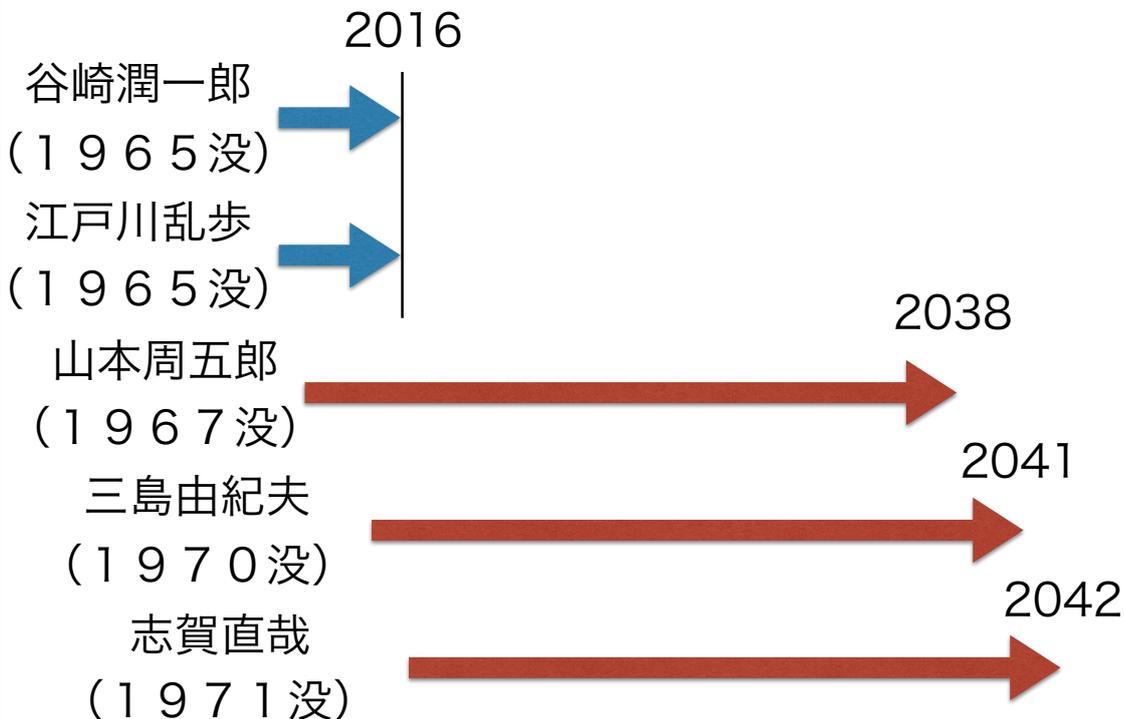
# 著作権法改正案

(内閣官房資料より)

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後 <u>50</u> 年	著作者の死後 <u>70</u> 年
	無名・変名	公表後 <u>50</u> 年	公表後 <u>70</u> 年
	団体名義	公表後 <u>50</u> 年	公表後 <u>70</u> 年
	映画	公表後 <u>70</u> 年(※)	公表後 <u>70</u> 年(※)
実演		実演が行われた後 <u>50</u> 年	実演が行われた後 <u>70</u> 年
レコード		レコードの発行後 <u>50</u> 年	レコードの発行後 <u>70</u> 年

(※)映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

## 2017年に保護期間が 70年に延長されると



# TPPがいう 「実演」「レコード」とは

- ・ 「実演」とは、別段の定めがある場合を除くほか、**レコードに固定された実演**をいう。
- ・ 「レコード」とは、実演の**音**その他の**音**又は**音**を表すものの固定物（映画その他の視聴覚的著作物に組み込まれて固定されたものを除く。）をいう。

# 改正法案がいう「実演」とは

- ・ 「音の実演」に加えて「**視聴覚的実演**」を含む
  - ・ 「実演の方式（聴覚的であるか視聴覚的であるか）のみを持って一律に保護期間に差異を設けることは必ずしも適切ではないと考えられる」（小委員会報告書）
- ・ 「放送事業者等の権利」は含まない
  - ・ →50年に据え置き、「改めて検討することが適当である」（小委員会報告書）

# 保護期間延長への セーフガードをどうするのか

- ・ 孤児作品対策
  - ・ 文化庁長官裁定制度は近年わずかに改善
- ・ 権利継承関係の複雑化による「アンチコモنزの悲劇」
- ・ 青空文庫の停滞
- ・ 戦時加算を解消できるか
  - ・ TPP 附属文書では民間努力にとどまる

## 保護期間の「便乗延長」？

- ・ TPP協定に基づいて、著作物の保護期間が「著作者の死後70年を経過するまで」とされた場合には、平成15年の法改正に至ったと同様の理由をもってして「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後95年」とすることを強く要望する。（日本映画製作者連盟ほか2団体の要望書）
  - ・ → 「改めて検討することが適当である」（小委員会報告書）

# 外国との秘密交渉による 法改正が「手法化」する？

“TPP協定において70年が要求されるところで、これで国内法的にはこのまま50年原則を守り続けられるかということになると、それはもうできないということになっているわけです。そうすると、この論点は、これで決めざるを得ないのではないかといって、格別これについての意見を述べるということはなかなか難しくて……”

-2016.2.10 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第8回）  
松田委員の発言

## 著作権法改正案の概要

- ・ 著作物等の保護期間の延長
- ・ 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ・ アクセスコントロールの回避等の措置
- ・ 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与
- ・ 損害賠償に関する規程の見直し

# 一部非親告罪化（T P P 条文）

- ・ 1 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製(piracy)について適用されるものを定める。故意による著作権又は関連する権利を侵害する複製について、「商業的規模(commercial scale)で行われる」行為には、少なくとも次の行為を含む。
  - ・ (a) 商業上の利益(commercial advantage)又は金銭上の利得(financial gain)のために行われる行為
  - ・ (b) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響(substantial prejudicial impact)を及ぼすもの
- ・ 6 (g) 当該締約国の権限のある当局が、第三者又は権利者による告訴を必要とすることなく法的措置を開始するために職権により行動することができること（注）。
  - ・ （注）締約国は、1に規定する著作権又は関連する権利を侵害する複製(piracy)について、この（g）の規定の適用を市場における著作物、実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。

## 著作権法改正案 （内閣官房資料より）

現在親告罪とされている著作権等侵害罪について、以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

- ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
  - ②有償著作物等<sup>(※)</sup>について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
  - ③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、不当に害されること
- (※)有償で公衆に提供又は提示されている著作物等

非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

★二次創作への影響はほぼなくなったと思いますが、  
「ファンサブ」へのRAWの提供には影響出るかも。

# 著作権法改正案の概要

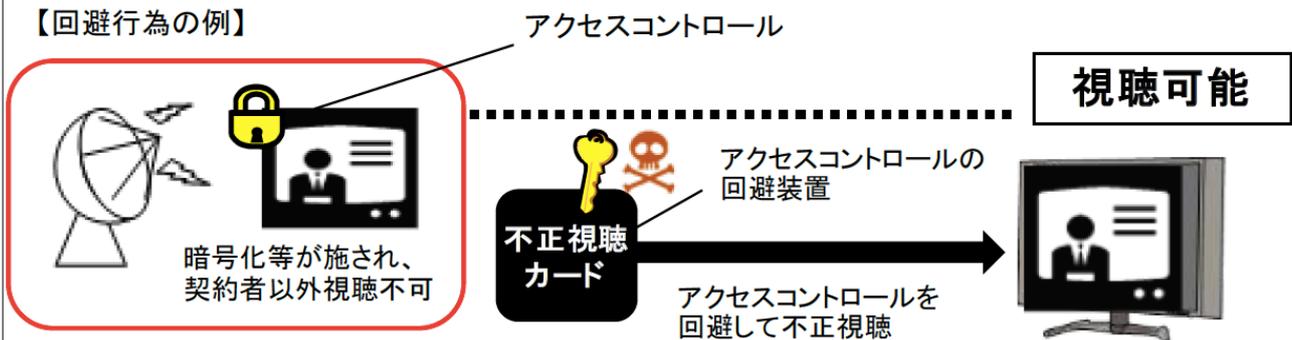
- ・ 著作物等の保護期間の延長
- ・ 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ・ **アクセスコントロールの回避等の措置**
- ・ 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与
- ・ 損害賠償に関する規程の見直し

## 著作権法改正案 (内閣官房資料より)

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなす<sup>(※)</sup>とともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする。

(※)刑事罰の対象とはしない。

### 【回避行為の例】



# 著作権法改正案の概要

- ・ 著作物等の保護期間の延長
- ・ 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ・ アクセスコントロールの回避等の措置
- ・ 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与
- ・ 損害賠償に関する規程の見直し

## 著作権法改正案 (内閣官房資料より)

放送事業者等がCD等の商業用レコードを用いて放送又は有線放送を行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源(※)を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権を付与する。

(※) CD等の商業用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源



# 著作権法改正案の概要

- ・ 著作物等の保護期間の延長
- ・ 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ・ アクセスコントロールの回避等の措置
- ・ 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与
- ・ 損害賠償に関する規程の見直し

## 損害賠償に関する部分（TPP条文）

- ・ 6 各締約国は、民事上の司法手続において、著作物、レコード又は実演を保護する著作権又は関連する権利の侵害に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。
  - ・ (a) 権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償
  - ・ (b) 追加的な損害賠償（注）
    - ・ （注）追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。
- ・ 8 6及び7の規定に基づく法定の損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。

# 現行法では

(損害の額の推定等)

第百十四条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

(相当な損害額の認定)

第百十四条の五 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

## 著作権法改正案 (内閣官房資料より)

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる。

### 【現行の損害額に関する規定】

- ・侵害物の数量×正規品の利益額
- ・侵害者利益
- ・使用料相当額



### 【改正案の規定】

使用料規程により算出した額を請求することができる

(例)カラオケ施設が、使用料規程において1曲1回あたり120円が使用料とされている演奏を無断で1日30曲、1,000営業日行った場合

➡120円/回×30回/日×1,000日=360万円を請求可

# 民法の原則に矛盾する？

TPP協定

法定の損害賠償は、……将来の侵害を抑止することを目的として定める

+

各締約国は、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる

最高裁判決(平成9年7月11日)

我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、……将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない

+

一般予防の効果を生ずることがあるとしても、……反射的、副次的な効果にすぎず

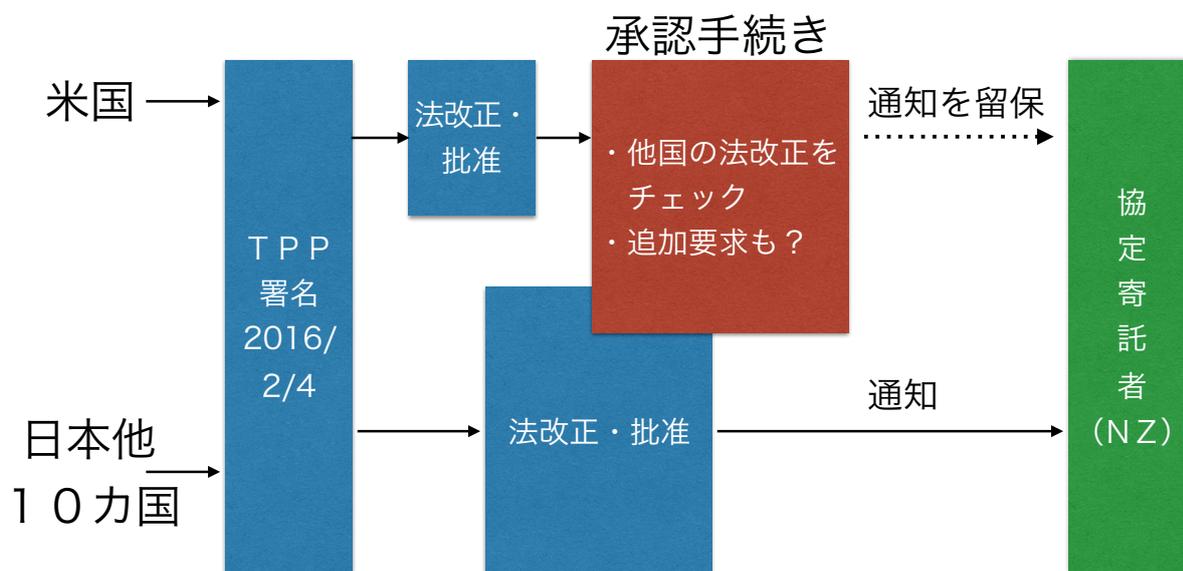
矛盾

OK?

# 改正著作権法の施行期日

TPP協定が日本において効力を生ずる日

# TPP発効までの流れ



TPP発効条件：①すべての原署名国が寄託者に通知した60日後、②署名から2年が過ぎた場合は、12カ国のGDPの85%を占める少なくとも6カ国が通知した60日後。（米国のGDPは60.4%、日本は17.7%）

## 今後の鍵を握る米国

- ・ 急ぎたいオバマ、乗り気でない議会多数派（共和党）
- ・ 大統領からの実施法案は上下両院の多数党院内総務が同時に議会に提出する。
- ・ 現在、大統領には貿易促進権限（TPA）があるため、議会での法案修正はなく提出から90日以内に採決される。
- ・ 大統領選の行方
- ・ 発効は最短でも2017年夏以後か。あるいは再交渉も。

# 何をすべきか

- ・ 秋の臨時国会での法改正に注目
  - ・ 議員修正が飛び出さないか
- ・ 今後の文化審議会著作権分科会にも注目
  - ・ 違法ダウンロードの拡大、映画の著作権・放送事業者等の著作隣接権保護期間の延長、フェアユース
- ・ 戦時加算は本当に解消されるのかにも注目
- ・ 選挙へ行こう